

# 医療法人梁風会倫理委員会規程

平成22年3月23日 制定

## (設置)

第1条 こころの医療たいようの丘ホスピタル・こころの医療クリニック総社・こころの医療クリニック新見・指定障害福祉サービス事業所たいようの丘(以下、「法人」という。)において、人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為並びに社会福祉実践(以下、「研究等」という。)を行う際に、ヘルシンキ宣言(1975年東京総会で修正)の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、法人倫理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、当法人に所属する者が行う研究等に関し、その者からの申請に基づき、実施計画の内容等を審査する。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 一 こころの医療たいようの丘ホスピタル院長      | 1名 |
| 二 こころの医療たいようの丘ホスピタル事務長     | 1名 |
| 三 こころの医療たいようの丘ホスピタル副院長     | 1名 |
| 四 たいようの丘施設長                | 1名 |
| 五 こころの医療たいようの丘ホスピタル看護部     | 1名 |
| 六 こころの医療たいようの丘ホスピタル薬局      | 1名 |
| 七 こころの医療たいようの丘ホスピタル栄養室長    | 1名 |
| 八 こころの医療たいようの丘ホスピタル精神保健福祉士 | 1名 |
| 九 その他法人が必要と認めた学識経験者 若干名    |    |

(法曹関係者など文科系学識経験者の参加があった方が望ましい。)

- 2 前項第九項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこころの医療たいようの丘ホスピタル院長をもって、副委員長は高梁病院副院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、申請者は委員として審査に加わることはできない。

- 2 申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。
- 3 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。
- 4 審査の経過及び結果は、記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門委員は委員長が委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員を出席させ、討議に加えることができる。ただし、審査の判定に加わることはできない。

(申請手続き及び審査結果の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1の倫理審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は申請を受理したときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは別紙様式第2の審査結果通知書により、申請者に通知しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、構成委員において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。